

「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」

改正案に対する意見

[団体名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 特定非営利活動法人 消費者機構日本 (担当 磯辺浩一)
[住所]	東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6階
[電話番号]	03-5212-3066
[FAX番号]	03-5216-6077
[電子メールアドレス]	
[意見]	<p>・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) 不招請勧誘規制に係る見直しについて (商品先物取引法施行規則第 102 条の 2)</p> <p>・ 意見内容 不招請勧誘禁止の適用除外の拡張に強く反対する。</p> <p>・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) (はじめに) 今回の指針改正 (案) では、①ハイリスク取引の経験者に対する勧誘、及び②熟慮期間等を設定した契約の勧誘 (70 歳以上の場合は契約できない) については、不招請勧誘の禁止の適用除外とすることを提案している。 しかし、これまでの商品先物取引の消費者被害の歴史は、何も理解していない未経験の消費者を突然の電話や訪問で勧誘して、契約させる歴史であった。そのような消費者は理解もできないうちに電話で取引を勧誘され、操られ、取引市場の中でいわば「カモ」として扱われていた。 そのような被害が、不招請勧誘の禁止で激減したのは当然であり、これを維持することが消費者被害を無くす最も有効な手立てである。</p> <p>(ハイリスク取引の経験者に対する勧誘について) 他の事業者とハイリスク取引の経験がある者であっても、あらたな事業者から、あらたに商品先物取引を不招請で勧誘された場合に、適正な判断をなしうるかどうかはおおいに疑問である。取引経験があるといっても、それが実は消費者被害の経験であることが多く、消費者被害の拡大を引き起こす危険性が増大することは明らかである。 商品先物取引はその取引方法の特殊性などから、取引を行うか否かの判断には専門的知識が必要であり、ハイリスク取引の経験がある者であっても、不意打ちとなる不招請勧誘が許容されるような性格の取引ではない。</p>

(熟慮期間等を設定した契約の勧誘《70歳以上の場合は契約できない》について)

70歳未満の者については、熟慮期間を設ける等すれば、不招請勧誘をしてもよいとの内容は、不招請勧誘禁止を骨抜きにするものであり、強く反対する。

商品先物取引は投機性が強く、専門的知識も求められるものであり、一般の個人投資家に適合した投資商品ではない。それを、取引業者の営業員がリスクについての十分な説明（専門知識のない消費者がリスクを明確に認識できる程度の説明）を怠り、取引の利益を期待させるような営業を行うため、消費者被害が多発するのである。70歳未満であろうが、数日の熟慮期間を設けることであろうが、消費者が商品先物取引の相場感を持てるわけもなく、素人を取り込むこと自体が被害を拡大することにつながるのである。

特に不招請勧誘の場合は、消費者は商品先物取引についての知識も十分でないままに営業員の説明を受けるため、営業員のペースに巻き込まれて正確な判断がいっそう困難になる。不招請勧誘のこのような問題点を考えれば、営業年齢制限や熟慮期間を設けることが不招請勧誘禁止を緩和する条件とはなりえないことは明白である。

投資はそもそも興味のある者だけが行うべきであり、執拗な投資勧誘をして特に退職金をもらった60代の消費者・高齢者を惑わせることは消費者被害を拡大させるだけである。

(不招請勧誘禁止規制を緩和することは、消費者被害の多発を招く。)

平成25年10月11日に当機構より発出した「商品先物取引に関する不招請勧誘禁止解除に対する反対意見」でも述べている通り、商品先物取引は投機性が強く投資金の何倍もの損失が発生し得るとともに、専門的な知識が必要な取引であり、一般の個人投資家には適合しないものである。にもかかわらず、訪問販売や電話勧誘販売による強引な勧誘により取引に引き込まれる結果、被害が多発してきた。2010年度にPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられた相談件数は約3594件にも上っている。

そのような深刻な被害をふまえて、2011年1月に不招請勧誘禁止が導入された商品先物取引法が施行されるに至った。それ以降、PIO-NETに寄せられた相談件数は大きく減少している（2012年度878件）ことから、被害も大きく減少してきたものと推測される。一方、少なくなった相談においても、引き続き強引な勧誘が目立つ傾向があり、不招請勧誘禁止規制について上記のようにその趣旨を損なうような緩和がされてしまえば、従前のように深刻な消費者被害が多発することは必定である。

（上記のPIO-NETに寄せられた相談件数ならびに最近の相談の傾向については、「2014年4月30日更新 商品先物取引／国民生活センターホームページ」

http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/sakimono.html を参照した。）

以上